

議案第 8 1 号

調布市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 9 月 2 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

納骨堂の設置場所及び構造設備基準を改めるとともに、経営者の講ずべき措置を加えるほか、所要の改正及び規定の整備を行うため、提案するものであります。

調布市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

調布市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年調布市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「前条第3項」を「同条第3項」に改める。

第10条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めたときは、この限りでない。

第10条第2号中「寺院，教会等の礼拝の施設」を「宗教法人法第3条に規定する境内地（5年以上の経営実績がある寺院，教会等の礼拝の施設に係る境内地に限る。）」に改める。

第11条の見出し及び各号列記以外の部分中「設備」を「設備等」に改め、同条に次の2号を加える。

(7) ごみ集積設備等を設けること。ただし、ごみ集積設備等の全部又は一部について、納骨堂を経営しようとする者が当該納骨堂の近隣の場所に、当該納骨堂の利用者の使用に供するごみ集積設備等に代わる設備等を所有する場合において、当該ごみ集積設備等の全部又は一部を設けないことが公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めたときは、この限りでない。

(8) 境界に障壁又は密植した樹木の垣根を設けること。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めたときは、この限りでない。

第14条第1項中「墓地の区域若しくは墳墓を設ける区域」を「，墓地の区域，墳墓を設ける区域若しくは納骨堂の施設の規模」に改める。

第 17 条第 5 項中「整った」を「調った」に改める。

第 21 条の次に次の 1 条を加える。

(経営者の講ずべき措置)

第 21 条の 2 墓地等の経営者は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。ただし、特に支障がないと市長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 規則で定める事項を記載した管理運営計画及び維持管理規則（以下「管理運営計画等」という。）を作成すること。
- (2) 管理運営計画等について、請求があったときはこれに応じて、当該請求者に対し公開すること。
- (3) 墓地等の利用者に対して、その使用を開始するまでに、管理運営計画等について十分に説明を行うこと。
- (4) 礼拝をすることができる時間内においては、管理者を配置すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める措置

2 墓地等の経営者は、前項に規定するもののほか、周辺地域の生活環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、近隣住民等との信頼関係を維持するよう努めなければならない。

第 22 条各号列記以外の部分中「を管理する者」を「の管理者」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める措置

第 23 条及び第 24 条各号列記以外の部分中「を管理する者」を「の管理者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項及び第 17 条第 5 項の改正規定、第 21 条の次に 1 条を加える改正規定並びに第 22 条、第 23 条及び第 24 条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の調布市墓地等の経営の許可等に関する条例（以

下「改正後の条例」という。)第10条,第11条及び第14条第1項の規定は,前項本文に規定する日以後に改正後の条例第4条第2項に規定する変更等許可の申請又は改正後の条例第14条第1項の規定による協議をする納骨堂の計画に係るものについて適用し,同日前にこの条例による改正前の調布市墓地等の経営の許可等に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第4条第2項に規定する変更等許可の申請又は改正前の条例第14条第1項の規定による協議をした納骨堂の計画に係るものについては,なお従前の例による。

- 3 改正後の条例第21条の2の規定は,附則第1項ただし書に規定する日(以下「一部施行日」という。)の前日において,墓地等の経営をしている者及び改正前の条例第3条第2項に規定する新設許可の申請をしている者(以下「経営者等」という。)については,一部施行日から,市長が別に定める日又は経営者等が改正後の条例第4条第2項に規定する変更等許可(一部施行日以後の申請に係る変更等許可に限る。)を受ける日のいずれか早い日までの間,これを適用しない。